

令和7年度第3回狹山市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和7年9月25日（木）
午後1時30分から午後3時まで

開催場所 中央公民館 第1ホール

出席者 品田委員、田中委員、吉川委員、福田委員、松本委員、
黒米委員、釣委員、奥野委員、後藤委員、
高柳委員、高橋委員、中野委員

欠席者 遠藤委員、宮川委員、関屋委員、田村委員、八瀬邊委員、関口委員

事務局 大谷健康推進部長、堀口健康推進部次長、山岸保険年金課長
山本主幹、肥田野主幹、山口主査、羽田主査、藤村主事補

傍聴者 0名

【議事】

会長 会議録の署名委員については、1号委員の松本委員と3号委員の後藤委員にお願いしたいと思います。

《議題》

(1) 狹山市国民健康保険税の税率等の改定について

会長 議題(1)については、第2回の説明の内容を踏まえ、概要について改めて事務局から説明をお願いします。また、新たに追加された資料についての説明も併せてお願いします。

―― 会議資料に基づき説明を行う。――

会長 議題(1)につきましては、本日の会議において市長に対する答申まで進めたいと考えております。前回までの審議も含めて、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員 私は、日頃から健康づくりを心掛けており、病院へもほとんどお世話にならずに済んでいます。

税率改定により、被保険者は今までより高い保険料を負担することになりますが、医療費を使わないように努力していくことも必要だと思います。

委 員 昨今の物価高騰の中で、国民健康保険税が上がることは、非常に厳しいと思います。また、今後は毎年改定されることにも不安があります。しかし、県内統一の流れや国保財政の状況を踏まえると、今回の改定は致し方ないと思います。

委 員 市町村単位で運営されていた制度であったはずなのに、県が決めた税率等に従わなければならぬことは疑問に感じますが、協議を進めていく中で、現在の医療保険制度を維持していくためには広域化は避けて通れないと感じました。

委 員 保険料を上げた場合、その分の見返りがないと保険料を支払う価値がなくなると思います。医療現場の一個人の意見としてですが、負担いただいた保険料に相応する医療を提供することが難しくなっていると感じています。

今回の税率改定は致し方ないと思いますが、介護保険など他の制度を伴いながら、医療も福祉の一環として運営されていくことを望みます。

委 員 選定療養の導入により、調剤の90%以上が後発医薬品に移行している現状を踏まえると、医療費の適正化としての後発医薬品の推進は難しい状況にあります。高齢者の一部負担金につきましても早期に3割に引き上げるなどの対応をしなければ、若い世代の負担は更に増加していくと思います。そのため、抜本的に医療保険制度の在り方そのものを考えていく必要があると思います。

委 員 今回の税率改定は致し方ないことだと思いますが、低所得者に対し、国あるいは県による福祉的な対応が行われない限り、保険税負担の増加傾向の改善は見込めないと考えています。

保健事業を推進し効率的な運営に取り組んでいただきたい。

委 員 参考資料の「異なる医療保険制度であっても同じ保険料になるように医療保険制度の一本化の早期実現」については、これから県単位で国民健康保険の統一がスタートするなかで少し早いと思います。広域化という枠組みの変更だけでなく、高齢者であっても負担していただく人には負担していただく必要が生じてくると思いますので、将来的にはマイナンバーカードを活用して金融資産に保険税を課税するなど、年齢問わず金銭面で余裕がある方には多く納めていただく工夫が必要だと思います。

委 員 保険者の立場ですが、今回の税率改定は致し方ないと思います。しかし、改定総額の約5億円を約2万5000人で負担すると、1人あたり約2万円を負担していただくことになるため、非常に厳しい状況だと思います。特に、8年度に赤字解消しなければならないことについては、受け入れざるを得ない部分なのかもしれません、国庫補助金等の公費を要望する必要があると思います。

会 長 繰入金や財政当局や他の部署とのやり取りの厳しさがあると思いますが、事務局としてどのように考えていますか。

事務局 一般会計からの繰入は、他の税目で集めたものをいただくという形になりますので、市の財政の負担となるものであります。予算不足となった際に初めて折衝することになりますが、当初から見込みが立つものではございませんので、財政当局との調整も難しいのが現状であります。

会 長 概ね意見も出尽くしたところですので、確認をさせていただきますが、市からの提案を根本的に否定するご意見はございませんでした。事務局より示された方向で進めることに総じてやむを得ないものとして捉えてよろしいでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 これまでの意見や今回出た意見等を踏まえ、事務局と協議し、

答申案をまとめます。

―― 休 憇 ――

会長 会議を再開します。各委員に答申案を配付しましたので、事務局より答申案の朗読をお願いします。

―― 答申案の朗読 ――
(以下、答申案の概要)

当協議会は、国民健康保険財政の現状を踏まえ、やむ得ないものと判断し、下記のとおり意見を付して答申する。

- 1 国民健康保険制度の安定的な運営及び被保険者の健康保持・増進のため、保健事業や特定健康診査、特定保健指導などの取組を計画的に展開することにより、医療費の適正化を図られたい。
- 2 受益と負担の公平性や安定した財政運営を確保するため、滞納発生の未然防止や滞納者へのきめ細かい収納対策を講じ、収納率の向上に積極的に努められたい。
- 3 国及び県に対し、財政支援の強化や被保険者の負担軽減のため、公費による支援の拡充や、低所得者に対する負担軽減策の拡充・強化について強く要望されたい。
- 4 被保険者に対して税率改定の必要について、広報紙やホームページ等において十分な周知の徹底を図られたい。

会長 答申案について、ご意見等ありますか。

委員 1に医療費の適正化を図られたいとありますが、適正化は治療に対して医療費が高いというイメージがあります。今回の意図は健康保持・増進して医療費をからないようにする、病気になる人を減少させることだと思いますので、医療費削減を図られたいという文言はいかがでしょうか。

事務局 適正化には高い物を安くするだけではなく、安い物を高くするという意味も含まれます。今回は医療費を減らすことが目的でありますので、削減という文言が適切だと考えます。

会長 追加のご意見等がないようですので、この案によりまして市長に答申させていただきます。なお、字句の整理等については、会長に一任いただきたいと存じます。これをもちまして、議題（1）を終了します。

《議題》

（2）令和7年度保健事業について

会長 次に、議題（2）について、事務局から説明をお願いします。

―― 会議資料に基づき説明を行う。――

会長 ただ今の説明について、ご質疑等はありましたらお願いします。

―― 質疑なし ――

会長 ご質疑がないようなので、議題（2）を終了といたします。

《議題》

（3）その他

次回の開催日程について、事務局より説明

会長 以上で議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局 これで令和7年度第3回狭山市国民健康保険運営協議会を終了します。
皆様、ご審議ありがとうございました。